

## 【追加受付】令和7・8年度

### 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（物品製造等）提出要項

潮来市が発注する物品製造・役務等の提供に係る入札参加資格申請の追加受付について下記のとおり実施いたします。

#### 記

1. 受付期間 令和8年2月4日（水）～令和8年2月12日（木）まで（土・日・祝祭日を除く）
2. 受付場所 潮来市役所 財政課 管財グループ
3. 有効期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
4. 提出方法 提出書類については提出書類一覧表から確認願います。  
提出については、「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請、郵送または持参により提出してください。  
郵送の場合、**黄色A4フラットファイル綴とし、簡易書留郵便又は配達証明郵便により、受付期間内（消印有効）に提出（持参による提出可）**をお願いいたします。  
なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に商号と「令和7・8年度入札参加資格審査申請書（物品製造等）」を記載してください。
5. 留意事項 郵送は必ず簡易書留郵便又は配達証明郵便を利用してください。簡易書留郵便又は配達証明郵便によらず提出された書類（普通郵便、宅急便、レターパック等）は、到着しても受付を行いません。  
**なお、受領書が必要な場合は、返信用封筒（110円切手）を同封してください。**  
提出後、何か変更等が生じた場合は郵送にて受け付けます。  
また、次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けられません。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされ、当該期間を経過していない方
  - ② 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた方
  - ③ 入札参加資格審査に係る申請書等において、虚偽の記載をした方
  - ④ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
  - ⑤ 納付すべき税（国税・県税・市税）を滞納している方

6. 提出一覧表

綴込順序	提出・添付書類	様式記入要領等						
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）	潮来市ホームページからダウンロード ※紙申請の場合のみ（電子申請の場合は不要）						
2	許可証明書の写し	認可許可を受けている場合のみ添付（写し可）						
3	ワーク・ライフ・バランス又は女性活躍の推進に関する活動状況の分かる書類の写し	以下の客観的な証明書類（届出又は登録した実績の分かる書類） ① 茨城県が実施する「働き方改革優良（推進）企業認定」の認定状況 ② 茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録状況 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出状況 ※ 実績のある場合のみ提出のこと。						
4	登記簿謄本又は身分証明書	① 法人：登記簿謄本（写し可） ② 個人：身分証明書（写し可） ※ 直近3ヶ月以内のものとする。						
5	納税証明又は未納のない証明（写し可）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 国 税</td> <td>法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税</td> </tr> <tr> <td>② 地 方 税 （茨城県税）</td> <td>法人県民税、法人事業税 県民税、事業税</td> </tr> <tr> <td>③ 市 税 （潮来市税）</td> <td>法人市民税、固定資産税、軽自動車税 市県民税、国民健康保険税</td> </tr> </tbody> </table> ※ 上記①～③のうち納税義務がある証明書を提出のこと。 ※ 直近3ヶ月以内のものとする。	① 国 税	法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税	② 地 方 税 （茨城県税）	法人県民税、法人事業税 県民税、事業税	③ 市 税 （潮来市税）	法人市民税、固定資産税、軽自動車税 市県民税、国民健康保険税
① 国 税	法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税							
② 地 方 税 （茨城県税）	法人県民税、法人事業税 県民税、事業税							
③ 市 税 （潮来市税）	法人市民税、固定資産税、軽自動車税 市県民税、国民健康保険税							
6	財務諸表（写し可） ※ 直前2年間の実績	貸借対照表、損益計算書及び利益金処分に関する書類						
7	委任状 （A4の用紙で任意で可）	代理人を定め、入札及び契約等の行為を委任する場合のみ提出のこと ※電子申請の場合、記入・押印したものをデータで添付						
8	使用印鑑届	印鑑届はA4の任意の用紙で可 ※電子申請の場合、記入・押印したものをデータで添付						
9	印鑑証明書	印鑑証明書（写し可） ※ 直近3ヶ月以内のものとする。						

7. お問い合わせ先

潮来市役所 総務部財政課 管財グループ

電話 0299-63-1111（内線222）

FAX 0299-80-1100

E-mail keiyaku@city.itako.lg.jp